

サービス付き高齢者向け 住宅の供給促進



● 高齢者の単独世帯や夫婦のみ世帯が増加の見込み

高齢者の単独世帯（都内）：2020年 約92万世帯 ⇒ 2030年 約101万世帯

● 75歳以上の後期高齢者が増加の見込み

後期高齢者人口（都内）：2020年 約169万人 ⇒ 2030年 約191万人

● 民間賃貸住宅において、高齢者世帯の入居制限が依然として存在

「2021－2030東京都住宅マスタープラン」における政策指標

- サービス付き高齢者向け住宅等を2030年度末までに33,000戸供給することとしています。
- 地域包括ケアシステムの考え方を踏まえた地域密着型サービス事業所との連携や、高齢者が様々な居住者と触れ合うことのできる一般住宅との併設など、多様なサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進します。

サービス付き高齢者向け住宅とは

- 高齢者単身・夫婦世帯等が安心して居住できる賃貸等の住まいです。*

高齢者にふさわしい構造等

- バリアフリー構造
- 一定の面積、設備



安心できる見守りサービス

- ケアの専門家等による
- 安否確認サービス
 - 生活相談サービス

- 住宅の登録は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づき、都道府県等*が行い、登録基準に適合しているか審査します。
※都内の場合、公益財団法人 東京都福祉保健財団（八王子市内の場合は、八王子市役所）
- 家賃やサービスなど住宅に関する情報が公開されることにより、自らのニーズに合った住まいの選択が可能となります。
- 食事、介護、家事、健康管理のいずれかのサービスを提供している住宅は、老人福祉法に基づく有料老人ホームに該当します。

※サービス付き高齢者向け住宅には、原則として、下記の方々が入居できます。

・60歳以上の者又は要介護・要支援認定を受けている60歳未満の者及びその同居者*

*同居者とは、

- ①配偶者（事実上夫婦含む） ②60歳以上の親族 ③要介護・要支援の認定を受けている親族
- ④パートナーシップ関係の相手方（東京都が登録主体である住宅／登録事業者が定める入居要件等あり）

サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するための補助事業・支援策等

- 「サービス付き高齢者向け住宅」の供給促進を図るため、国や都、区市町村では、補助事業を実施しています。都では、地域包括ケアシステムの構築に寄与するため、事業者への整備費補助など様々な補助事業を実施しています。



サービス付き高齢者向け住宅の登録基準

規模・設備

- 各専用部分の床面積は、原則として25㎡以上であること。
ただし、居間、食堂、台所等を高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は、18㎡以上
- 各専用部分に、台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室を備えたものであること。
ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住の環境が確保される場合は、各戸に台所、収納設備又は浴室を備えずとも可
- バリアフリー構造であること。

サービス

- 安否確認サービス、生活相談サービス等の提供
- ケアの専門家*が少なくとも日中に住宅の敷地又は隣接若しくは近接する土地に存する建物に常駐し、サービスを提供
※ケアの専門家：社会福祉法人・医療法人・指定居宅サービス事業所等の職員又は医師・看護師・准看護師・介護福祉士・社会福祉士・介護支援専門員・介護職員初任者研修課程の修了者（修了者とみなされる者を含む。）
ただし、下記の要件をいずれも満たす場合は、日中常駐をしないことができる。
①サービス付き高齢者向け住宅の入居者の心身の状況等を勘案し、処遇に支障がない場合
②あらかじめ入居者の承諾を得ている場合
- 常駐しない時間帯での緊急時対応サービスの提供

契約関係

- 書面（電磁的記録を含む。）による契約であること。
- 専用部分が明示された契約であること。
- 敷金、家賃、サービス費以外の金銭を受領しない契約であること。
- 入居者の同意を得ずに専用部分の変更や契約解除を行わないこと。
- 工事完了前に前払金を受領しないこと。
- 家賃等の前払金を受領する場合は
 - 前払金の算定基礎、返還債務の金額の算定方法が明示されていること。
 - 入居後3か月以内に、契約を解除又は入居者の死亡により契約が終了した場合、「契約解除までの日数×日割計算した家賃等」を除き、前払金を返還すること。
 - 返還債務を負うことになる場合に備え、前払金について、必要な保全措置を講じること。

東京都独自の登録基準

- 高齢者の居住安定確保プランに定めた基準
- 登録要件基準表に定めた基準

- 既存建物の改修の場合、各専用部分の床面積を以下のとおり緩和
25㎡⇒20㎡ 18㎡⇒13㎡
- 「専用部分の床面積」にはメーターボックスの面積は算入しない。
- 「共同利用面積」
 - 各専用部分の床面積と基準面積の差を上回ること。
 - 併設施設の台所、浴室等の面積は共同利用部分の面積には算入しない。
- 「同等以上の居住環境」として、台所、浴室は原則として各階に設置、入居者数に応じた設備とすること。
- その他
 - 原則として、住宅と併設施設の動線が重ならないこと。
 - 原則として、住戸ごとに光熱水費の子メーターを設置すること。

- 緊急時対応サービスを常時提供すること。
- 住宅に常駐するケアの専門家等の資格要件を緩和
（高齢者向け住宅において生活援助員等の業務に2年以上従事し、かつ入居者への適切なサービス提供を行うことができると認められる者）

- 「高齢者向け住宅における生活支援サービス提供のあり方指針」を遵守すること。
- 「生活支援サービスの附帯した高齢者向け住宅におけるサービス内容届出・公表事業実施要綱」に基づく届出を行うこと（入居者と締結するサービス契約書（ひな形）を東京都ホームページに公開すること。）。
- 高齢者虐待防止及び高齢者の権利利益の不当な侵害防止に向けた適切な対策（委託・業務提携等事業者も含む。）を講じること。

登録申請窓口

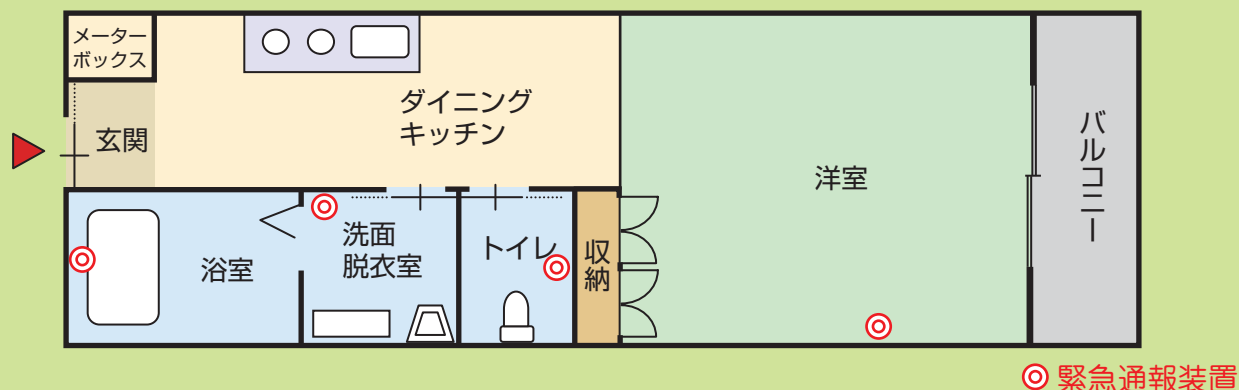
公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 運営支援室（03-3344-8637）
（八王子市内で整備する場合：八王子市 まちなみ整備部 住宅政策課（042-620-7385））



■ サービス付き高齢者向け住宅の間取り例 ■

各専用部分に、台所、水洗便所、収納設備等を備えている住宅

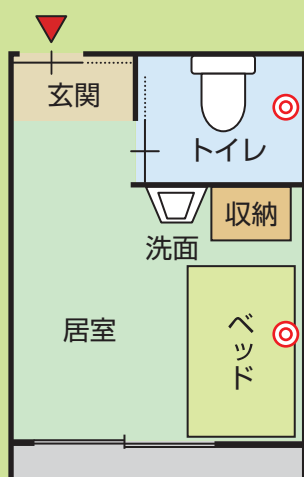
《間取りの一例》



基本的には、マンションやアパートのように各居住者が独立して暮らせる住まいです。緊急通報装置が設置されており、サービス提供のためのケアの専門家等が24時間常駐している住宅もあれば、夜間は外部の警備会社に委託している住宅もあります。

居間、食堂、台所等を共同して利用している住宅

《間取りの一例》



《共用スペース 平面図の一例》



台所、浴室を入居者が共同利用する住宅もあります。居住者同士が交流できるスペースや食堂、ゆったりとした浴室を備えている住宅など、多種多様です。居室部分が狭いため、家賃が低めになっている傾向があります。

サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するための補助事業

サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、国や都、区市町村による3種類の補助事業があります。

国補助

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

8ページ参照



都補助

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業

令和5年度～

加算額	I II III	10～175万円/戸	I、II、IIIの合計
	IV	○上限額5,000万円 ○上限額2,500万円	○一般住宅 ○交流施設
基本額	○新築 120万円/戸		
	○改修 195万円/戸		

○既設改修(IoT)上限6万円/戸

加算メニュー

加算Ⅰ 夫婦世帯入居支援加算

- ①床面積40㎡以上かつ基本設備を全て設置する住戸 20万円/戸
- ②共用部分に収納スペースを有する住戸 ①+20万円/戸

加算Ⅱ 木密事業等推進加算

30万円/戸

加算Ⅲ 医療・介護連携強化加算（福祉局）

医療サービス事業所設置費	（上限400万円）
	10万円/戸
地域密着型・介護サービス事業所設置費	（上限500～1,500万円）
	15万円～40万円/戸
生活支援サービススペース等設置費	（上限2,000万円）
生活支援コーディネートスペース（必須）	15万円/戸
重度化対応浴室（任意）	10万円/戸
地域交流スペース（任意）	30万円/戸

加算Ⅳ 一般住宅及び交流施設併設加算

一般住宅（必須）	上限5,000万円
交流施設（必須）	上限2,500万円

6ページ参照

区市町村補助

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業

9ページ参照

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業

都補助

本補助事業は、地域包括ケアの考え方を踏まえ、地域住民やまちづくり等へ貢献するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住まいの確保を図るため、医療や介護サービス等を提供する地域密着型サービス事業所等との連携等を確保したサービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業者に対し、都が直接補助するものです。

(主な要件)

- 国補助(サービス付き高齢者向け住宅整備事業[8ページ掲載])の補助金の交付を受けていること。
- 地域密着型サービス事業所等と協定により連携すること。
- 都に対し区市町村の関与に係る手続(区市町村関与手続)を行うこと。

(補助内容)

整備 費 補 助	【基本額】〔住宅〕及び〔高齢者生活支援施設〕		
	■新築(サービス付き高齢者向け住宅等)	: 建設費の 1 / 10	上限 120 万円 / 戸
	■改修(サービス付き高齢者向け住宅等への改修)	: 改修費の 1 / 3	上限 195 万円 / 戸
	○共用部分、加齢対応構造等工事費、用途変更に伴い法令等に適合させるために必要となる構造・設備の改修に係る費用		
	○エレベーター設置工事費: 設置に係る費用の 1 / 3		上限 500 万円 / 基
	加 算 メ ニ ュ ー	【夫婦世帯入居支援加算】①床面積 40㎡以上かつ基本設備 ^{※1} を全て設置する住戸	20 万円 / 戸
		②共用部分に収納スペース ^{※2} を整備	①+ 20 万円 / 戸
		【木密事業等推進加算】	30 万円 / 戸
		【医療・介護連携強化加算】	10～105 万円 / 戸
		生活支援コーディネートスペース等、医療事業所、介護事業所設置費への加算	上限 3,900 万円
		【一般住宅及び交流施設併設加算】〔新規建設型〕〔改修型〕〔併用型〕	
		○一般住宅: 共用部分の建設費の 1 / 10 (改修は 1 / 3)	上限 5,000 万円
		○交流施設: 建設費の 1 / 2 (新築・改修とも)	上限 2,500 万円
	■既設改修(既設のサービス付き高齢者向け住宅を改修)		
	○通報装置等 IoT 技術を導入して非接触でのサービス提供を可能とする改修に係る費用: 改修費の 1 / 3		
			上限 6 万円 / 戸

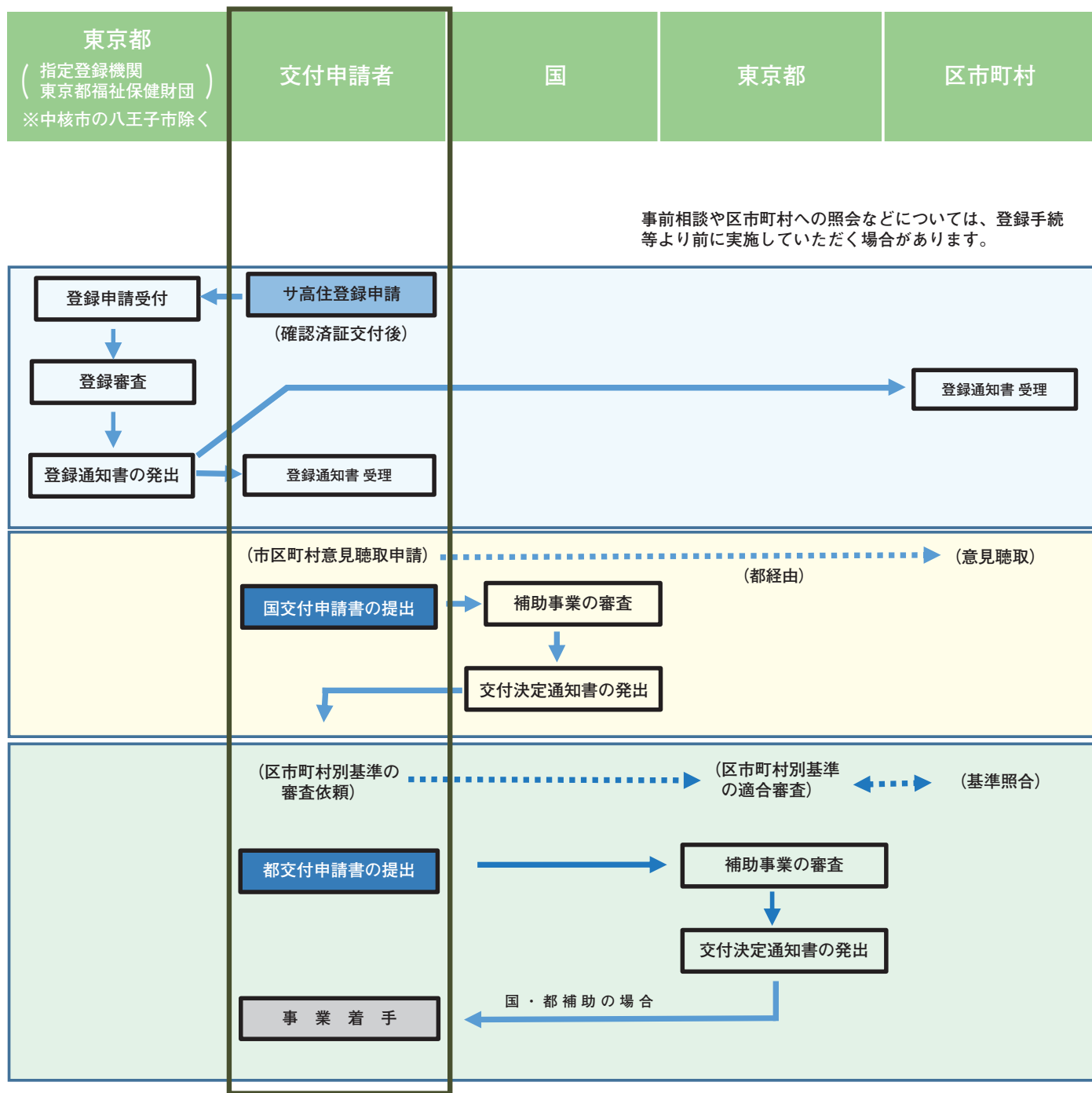
※ 1 台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室 ※ 2 (3㎡ / 戸程度)

◆建設予定地の区市町村関与手続について

補助金の交付に際し、建設予定地の区市町村により、関与手続には以下の3種類があります。

- ① サービス付き高齢者向け住宅の補助に際し区市町村が事業者を求める基準を策定(都は区市町村に計画の照合依頼)
- ② 関与手続不要
- ③ 東京都の補助金の交付を認めない

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業の手の続の流れ



- ・各加算を受ける場合は、別途手続がありますので御相談ください。
- ・事業着手(工事請負契約の締結)する前に、交付決定を受けることが必要です。

(申請窓口・問合せ先)

東京都 住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課 (03-5320-4947)

(医療・介護連携強化加算 問合せ先)

東京都 福祉局 高齢者施策推進部 在宅支援課 (03-5000-7564)

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

国補助

本補助事業は、国が、サービス付き高齢者向け住宅を整備する事業者に対し、整備等に要する費用の一部を補助するものです。

(主な要件)

- 戸数：1戸以上
- 家賃設定：近傍同種の家賃と均衡を失しないように定められるものであること。
所在市区町村に応じて国が設定した家賃限度額以下であること。
- 登録・運営：10年以上
- 新築・改修の場合は、都道府県や市町村のまちづくり方針と整合していること。
- その他：国のサービス付き高齢者向け住宅の補助の要件、その他支援については、最新情報を下記問合せ先のホームページで御確認ください。

(補助内容)

整備費補助	〔住宅〕新築	建設費	1/10 等	限度額 70・120・135 万円 / 戸等
			(床面積等に応じて設定、ZEH レベルの整備の場合は 1.2 倍等)	
		改修	共用部分・バリアフリー化に係る工事、用途変更に伴う法令への適合・省エネ性能向上のための構造・設備の改良に係る費用、エレベーター設置並びに調査設計計画に係る費用	
			1/3	限度額 195 万円 / 戸等
			(限度額 195 万 / 戸の適用と調査設計計画費の補助の追加には要件あり)	
	既設改修	IoT 技術導入の改修、車椅子対応の便所や浴室への改修、省エネ性能向上のための構造・設備の改修に係る費用、止水板設置等工事		
			1/3	改修内容により 10・35 万円 / 戸等
	共通	太陽光パネル・蓄電池 太陽熱温水器		合わせて 4 万円 / 戸
			2 万円 / 戸	
			1/10 (全量自家消費であること等の要件あり)	
〔施設〕高齢者生活支援施設				
	新築※ ¹		1/10	限度額 1,000 万円 / 施設
	改修・既設改修※ ²		1/3	限度額 1,000 万円 / 施設
「スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱」第 5 第 2 項の規定に該当するものは、1 施設当たりの上限が 1,200 万円				

※1 介護関連施設等の整備は補助対象外

※2 既設改修の場合は、交流施設に限る

(申請窓口・問合せ先)

サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局 (03-5805-2971)



東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業

区市町村補助

本補助事業は、区市町村が、サービス付き高齢者向け住宅を整備する事業者に対し、整備等に要する費用の一部を補助するものです。都は、国とともに本補助事業を実施する区市町村に補助を行い、支援します。

(主な要件)

- 管理期間：10年以上
- 家賃設定：市場家賃調査で得られた当該住宅の適正家賃を上限とすること。
- その他：供給計画について、都の認定を受けること。

(補助内容)

整備費補助	〔住宅〕及び〔高齢者生活支援施設〕	
	新築：建設費の約 1 / 4 ～ 1 / 5	上限 200 ～ 255 万円／戸
	改修：共用部分、加齢対応構造等工事費の 2 / 3 ～ 85 / 100 ※	
	地域密着型サービス事業所併設加算	20 万円／戸
	入居者及び地域住民の共用リビング併設加算	10 万円／戸
家賃減額補助	木密事業等推進加算	30 万円／戸
	医療・介護連携型加算	100 万円／戸
供給計画策定費補助	入居者の所得に応じ、最大 4 万円／月	
	区市町村が定める額	

※ 建物の買取り・借上げ等を行わない改修においては、補助対象等が異なりますので、お問い合わせください。

事業着手までの手続

- ・区市町村補助のサービス付き高齢者向け住宅整備事業の場合、供給計画の認定の手続等が必要です。
- ・区市町村における本事業の事業の有無等、東京都住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課 (03-5320-4947)までお問い合わせください。

補助事業以外の供給支援策等

税制優遇措置

一定の要件を満たす場合に適用

適用期限 令和9年3月31日まで

	税制優遇措置	問合せ先
不動産取得税	家屋：課税標準から1,200万円控除 / 戸 土地：家屋の床面積の2倍に当たる土地面積相当分の価額等を減額	各都税事務所、支庁
固定資産税	【23区】5年間税額の2/3を軽減 【市町村】5年間税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村が条例で定める割合を軽減	(23区の場合) 各都税事務所 (市町村の場合) 市町村の固定資産税窓口

融資

(独立行政法人 住宅金融支援機構)

商品名	サービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資 ※ 金利、利用条件等の最新情報は、下記ホームページで御確認ください。	
ホームページ	住宅金融支援機構公式ホームページ サービス付き高齢者向け賃貸住宅建設融資	
相談窓口	(営業エリア：東京都) 本店事業融資部サ高住グループ (03-5800-8178)	

令和7年(2025年)2月末現在

(参考) 東京都 省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム



東京都では、2030年までに温室効果ガスを50%削減(2000年比)するカーボンハーフの実現に向けて、省エネ・再エネ住宅を普及促進させるため、「東京都 省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム」を運営しています。

省エネ・再エネ住宅関連の補助金等をホームページに掲載しておりますので、是非御覧ください。



省エネ・再エネ住宅関連補助金等

省エネ・再エネ住宅関連補助金等のご案内

東京都の省エネ・再エネ住宅に関連する補助金等を利用目的(「新築」「リフォーム」「設備の設置、家電の買い替え」)ごとに紹介しております。
省エネ・再エネ住宅の実現を後押しする補助金等を用意していますので、ぜひご確認ください。



新築住宅向け
関連補助金



リフォーム向け
関連補助金



設備の設置、家電の
買い替え関連補助金

その他、補助金等のまとめサイト

本ウェブサイト以外にも省エネ・再エネ住宅に関連する有益な情報をまとめて紹介しているサイトがございます。それぞれ掲載内容に特徴や工夫がございますので、ぜひご覧ください。



クール・ネット東京

東京都の補助金(東京ゼロエミ住宅、高断熱窓・ドア、蓄電池、V2H等)について、相談窓口、申請様式、申請方法を掲載しています。



HTT
(東京都環境局)

HTT(削減する①創る②蓄める)をキーワードに、省エネ・再エネ全般に関する取組・支援等をまとめて紹介しています。
(太陽光ポータル含む)

その他

東京都公式ホームページ

東京都 省エネ・再エネ住宅
推進プラットフォーム

検索

<補助金等紹介>

<トップページ>



問合せ先

東京都 住宅政策本部 民間住宅部 計画課
(03-5320-5458)

(参考) 高齢者に関するその他の住宅制度

終身建物賃貸借制度

「高齢者住まい法」に基づき、高齢者が死亡するまで終身にわたり居住することができ、死亡時に契約が終了する相続のない「一代限り」の賃貸借契約です。

東京都内で終身建物賃貸借制度を活用し、住宅を賃貸するためには、都知事等の認可が必要になります。認可の基準や入居者の要件等の詳細については、ホームページを御覧ください。

(申請窓口・問合せ先)

東京都 住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課 (03 - 5320 - 4967)

(八王子市に所在する住宅の場合：八王子市 まちなみ整備部 住宅政策課 (042 - 620 - 7385))



終身建物賃貸借制度

住宅セーフティネット制度

* 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(セーフティネット住宅(愛称「東京ささエール住宅」))

・住宅設備などの基準に基づき登録を受けた、高齢者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅です。

(主な登録基準)

規模・構造・設備	床面積は、原則として25㎡以上であること(都では着工日より国の登録基準を緩和しています。)				
	着工日	～平成 8.3.31	平成 8.4.1～ 平成 18.3.31	平成 18.4.1～ 平成 30.3.30	平成 30.3.31～
	各住戸の床面積	15㎡以上	17㎡以上	20㎡以上	25㎡以上
賃貸条件	※シェアハウス等の場合 別途基準あり				
	・各住戸に、台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。なお、シェアハウスの場合は、別途基準あり				
	ただし、共用部分に台所、収納、浴室又はシャワー室を備え、共同で利用する場合は、各住戸に備えなくとも可 この場合、床面積は18㎡(平成30年3月30日までに着工した住宅を活用する場合にあっては13㎡)以上				
賃貸条件	・消防法、建築基準法などに違反しないものであること。				
	・新耐震基準に適合していること。				
	住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであること。 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと。など				

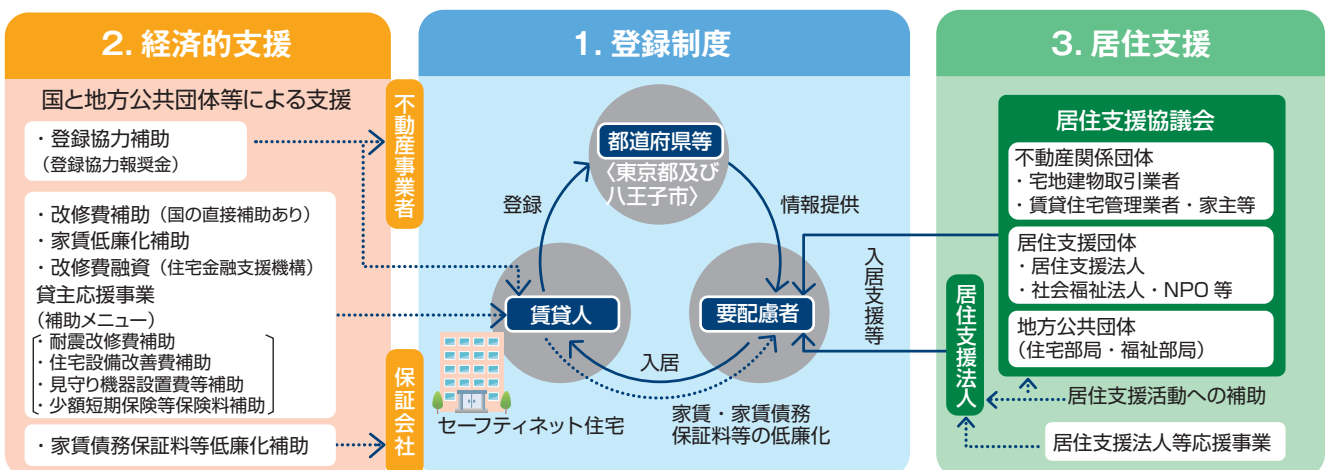
なお、上記は登録基準の一部であり、また、サービス付き高齢者向け住宅の登録要件とは異なります。

(問合せ先)

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 住宅セーフティネット担当 (03-5989-1791)

(八王子市に所在する住宅の場合：八王子市 まちなみ整備部 住宅政策課 (042-620-7385))

【住宅セーフティネット制度のイメージ】



(国土交通省資料に基づき作成)

区市町村のお問合せ先

区市町村	部署	電話番号		区市町村	部署	電話番号	
千代田区	環境まちづくり部 住宅課 住環境整備係	03-5211-4312	直通	町田市	いきいき生活部 いきいき総務課 事業係	042-724-3291	直通
中央区	都市整備部 住宅課 計画指導係	03-3546-5466	直通	小金井市	都市整備部 まちづくり推進課 住宅係	042-387-9861	直通
港区	保健福祉支援部 保健福祉課 福祉施設整備担当	03-3578-2335	直通		福祉保健部 介護福祉課 介護保険係	042-387-9822	直通
新宿区	福祉部 地域包括ケア推進課 地域包括ケア推進係	03-5273-4193	直通	小平市	健康福祉部 高齢者支援課 事業推進担当	042-346-9642	直通
	都市計画部 住宅課 居住支援係	03-5273-3567	直通	日野市	健康福祉部 高齢福祉課 福祉係	042-514-8495	直通
文京区	福祉部 福祉政策課 福祉住宅係	03-5803-1220	直通	東村山市	健康福祉部 介護保険課 事業者支援係	042-393-5111	内 3502
台東区	都市づくり部 住宅課	03-5246-1367	直通	国分寺市	福祉部 高齢福祉課 計画・事業推進係	042-312-8637	直通
墨田区	都市計画部 住宅課 計画担当	03-5608-6215	直通	国立市	健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係	042-576-2111	内 166
江東区	都市整備部 住宅課 住宅指導係	03-3647-9473	直通		都市整備部 都市計画課 都市計画係		内 361
品川区	福祉部 高齢者地域支援課 高齢者住宅担当	03-5742-6735	直通	福生市	福祉保健部 介護福祉課 介護保険係	042-551-1764	直通
目黒区	都市整備部 住宅課 住宅計画係	03-5722-9877	直通	狛江市	福祉保健部 高齢障がい課 高齢者支援係	03-3430-1251	直通
大田区	まちづくり推進部 建築調整課 住宅担当	03-5744-1416	直通	東大和市	健康福祉部 介護保険課 介護保険係	042-563-2111	内 1136
世田谷区	都市整備政策部 居住支援課 居住支援担当	03-5432-2499	直通	清瀬市	福祉子ども部 福祉総務課 福祉総務係	042-497-2056	直通
渋谷区	都市整備部 住宅政策課 住環境整備係	03-3463-3548	直通	東久留米市	福祉保健部 福祉総務課 高齢者福祉係	042-470-7777	内 2508
中野区	都市基盤部 住宅課 住宅政策係	03-3228-5564	直通		福祉保健部 介護福祉課 介護サービス係		内 2554
杉並区	都市整備部 住宅課 高齢者住宅担当	03-3312-2111	内 3539	武蔵村山市	健康福祉部 高齢福祉課 管理係	042-590-1233	直通
豊島区	都市整備部 住宅・マンション課 居住支援グループ	03-3981-2655	直通	多摩市	都市整備部 都市計画課 住宅担当	042-338-6817	直通
北区	まちづくり部 住宅課 住宅政策係	03-3908-9201	直通	稲城市	福祉部 高齢福祉課 高齢福祉係	042-378-2111	内 222
荒川区	防災都市づくり部 住まい街づくり課 住宅係	03-3802-4454	直通	羽村市	福祉健康部 高齢福祉介護課 高齢福祉係	042-555-1111	内 175
	福祉部 福祉推進課 地域福祉係	03-3802-3953	直通	あきる野市	健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係	042-558-1111	内 2633
板橋区	健康生きがい部 介護保険課 施設整備・事業者指定係	03-3579-2253	直通	西東京市	健康福祉部 高齢者支援課 介護事業者係	042-420-2815	直通
練馬区	建築・開発担当部 住宅課 管理係	03-5984-1289	直通		まちづくり部 住宅課 住宅係	042-438-4052	直通
	高齢施策担当部 高齢社会対策課 施設係	03-5984-4586	直通	瑞穂町	福祉部 高齢者福祉課 介護支援係	042-557-0594	直通
足立区	都市建設部 住宅課 住宅計画係	03-3880-5963	直通	日の出町	いきいき健康課 高齢支援係	042-588-5368	直通
葛飾区	都市整備部 住環境整備課 住宅運営指導係	03-5654-8353	直通	奥多摩町	福祉保健課 地域支援係	0428-83-2777	直通
江戸川区	福祉部 福祉推進課 住宅係	03-5662-0517	直通	檜原村	福祉けんこう課 福祉係	042-598-3121	直通
八王子市	まちなみ整備部 住宅政策課	042-620-7385	直通	大島町	建設課 管理係	04992-2-1487	直通
立川市	保健医療部 高齢福祉課 業務係	042-523-2111	内 1475	利島村	環境建設課	04992-9-0014	直通
武蔵野市	健康福祉部 高齢者支援課 管理係	0422-60-1940	直通	新島村	建設課 建設係	04992-5-0212	直通
三鷹市	健康福祉部 高齢者支援課 高齢者支援係	0422-29-9271	直通	神津島村	福祉課 保険係 介護保険・後期高齢者担当	04992-8-0011	内 71
	健康福祉部 介護保険課 介護事業者指導係	0422-29-8095	直通	三宅村	福祉健康課 福祉係	04994-5-0902	直通
青梅市	都市整備部 住宅課 住宅政策係	0428-22-1111	内 2529 内 2533	御蔵島村	産業課 産業建設係	04994-8-2121	代表
府中市	福祉保健部 介護保険課 施設担当	042-335-4503	直通	八丈町	建設課 管財係	04996-2-1124	直通
昭島市	都市計画部 都市計画課 住宅係	042-544-4413	直通	青ヶ島村	総務課	04996-9-0111	代表
	保健福祉部 介護福祉課 介護保険係	042-544-5111	内 2146	小笠原村	村民課 福祉係	04998-2-3939	直通
調布市	福祉健康部 高齢者支援室 計画係	042-481-7149	直通				

編集・発行 東京都住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 第二本庁舎 13 階
電話 03-5320-4947

印刷 株式会社太陽美術

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

